

発議第1号

志木市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び志木市議会  
会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年4月26日

提出者 志木市議会議員 鈴木 潔

賛成者 志木市議会議員 高浦 康彦

〃 〃 河野 芳徳

〃 〃 小山 幹雄

〃 〃 吉川 義郎

志木市議会議長  
西川和男様

提案理由

常任委員会の名称、委員の定数及び所管に関する規定を変更したい  
ので、地方自治法第112条及び志木市議会会議規則第14条の規定  
により、この案を提出するものである。

## 志木市議会委員会条例の一部を改正する条例

志木市議会委員会条例（昭和49年志木市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総務常任委員会」を「総務厚生常任委員会」に、「5人」を「7人」に改め、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 健康福祉部に関する事項

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 市民文教都市常任委員会 7人

ア 市民生活部に関する事項

イ 都市整備部に関する事項

ウ 教育委員会に関する事項

エ 農業委員会に関する事項

オ 上下水道部に関する事項

第2条第2項第3号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。